

公立大学法人島根県立大学第2期中期計画

I. 社会情勢の変化に的確に対応した大学づくりに関する目標を達成するためによるべき措置

- ・大学憲章の精神に沿った取り組みを実施する。
- ・社会情勢の変化や地域ニーズに対応した大学改革を推進する。(No.1)

II. 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置

1 教育研究の質の保証と向上

中期目標で指示された教育研究の質の保証と向上を図るため、以下に掲げる教育、研究、地域貢献・国際化、組織運営に関する計画が着実に実施できるよう取り組む。

2 教育

(1) 人材育成の方向性

各課程において、次のような人材の育成を目指す。

【総合政策学部学士課程】

- ・主体性、多角性、課題の分析と解決策の提示能力、国際化や情報化など社会情勢の変化に対応するコミュニケーション能力を備えた人材を養成する。
- ・国際交流による異文化理解と実践的で高度な外国語教育によりグローバル人材を養成する。

【看護学部学士課程】

- ・看護を実践する能力、相手を理解し協働する能力、地域の特性と健康課題を探求する能力の3つの能力を柱とし、「自ら考え行動できる、視野の広い専門職業人」を養成する。

【大学院博士前期課程、博士後期課程】

[博士前期課程]

- ・日本を含む北東アジアの諸事情や歴史、社会、言語、文化に通じ、北東アジア学・総合政策学の構築に資する研究分野で活躍できる人材を養成する。
- ・日本を含む北東アジアの地域社会を支える企業や国際交流を支援・推進する公的機関、N G O やN P Oなどの組織で活躍できる人材を養成する。

[博士後期課程]

- ・日本を含む北東アジアについて歴史的・社会的に高度で深い理解を持ち、この地域の言語文化に通じ、北東アジア学・総合政策学の構築に資する研究分野や公的機関などのトップリーダーとして活躍できる人材を養成する。

【短期大学部短期大学士課程】

[健康栄養学科]

- ・栄養学の基礎的な分野から応用・実践的な分野までを教育研究し、地域住民の健康づくりや生活習慣病予防に役立てることを目的に食と人の健康に関する教育研究に多面的に取り組むことを通じて栄養士を養成する。

[保育学科]

- ・乳幼児期の保育を教育研究し、現代の子育てを取り巻く環境や家庭環境の変化などによりこれまで以上に高度で多岐にわたる専門性が要求されることを踏まえつつ教育研究に取り組むことを通じて、保育士及び幼稚園教諭を養成する。

[総合文化学科]

- ・島根、日本及び世界の文化について、有形・無形の文化資源、言語文化の各分野にわたる知識と国際化・情報化に対応した技能を備え、地域社会の活性化や地域文化の継承と発展に貢献できる実践力を合わせ持った人間力豊かな人材を養成する。

[看護学科]

- ・看護専門分野の知識を深めるとともに、実習を通して看護実践力のある看護師を養成する。

【短期大学部専攻科】

[公衆衛生看護学専攻]

- ・他領域と連携・協働し、地域の健康課題に対応できる実践能力を備え、ヘルスプロモーションの促進に向けた公衆衛生看護が創造できる保健師を養成する。

[助产学専攻]

- ・妊娠婦及び新生児、乳幼児の健康水準を的確に診断・ケアできる基礎能力、母子保健の向上に寄与できる能力、性・生殖に関わる問題・課題に積極的に取り組む能力を持つ助産師を養成する。

(2) 教育内容の充実

ア 入学者の受入れ

- ・アドミッションポリシーに基づいた入学者選抜を実施するとともに、志願状況の分析や地域の意見を聞きながら入学者選抜方法の改善を図る。(No.2)
- ・さまざまな媒体を通じた効果的な入試広報や高大連携の充実を図る。(No.3)
- ・大学院において早期履修制度、スキル科目履修制度の活用による学部と大学院の連続的な教育課程を充実させる。(No.4)
- ・韓国、中国、ロシアなどからの優秀な留学生を確保するために海外に向けた広報活動を強化する。(No.5)

イ 教育課程の充実

(ア) 魅力ある体系的なカリキュラム編成

- ・教育の実施に関する基本的な方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラムポリシー）に応じて体系的なカリキュラムを編成する。(No.6)

(イ) 英語教育の習熟度別教育、リメディアル教育

- ・英語科目において理解度に応じた習熟度別教育をすることで、学生全体の英語力の向上を図るとともに、より高いレベルに導く。(No.7)
- ・教育の水準の維持と、学生の修学意欲を向上させるためにリメディアル教育の充実を図る。(No.8)

(ウ) キャリア教育

- ・入学から卒業・修了まで系統立ったキャリア教育を実施し就業力を養成する。(No.9)
- ・県、関係団体、産業界、同窓会組織などとの連携を強化するとともに、人材ニーズを把握しキャリア教育に反映させる。(No.10)

(エ) リカレント教育

- ・多様な学習者を積極的に受け入れる。(No.11)
- ・専門職向けのリカレント講座を開催する。(No.12)

【県立大学学士課程】

[総合政策学部]

- ・社会科学と人文科学分野の学問を幅広くかつ体系的に学ぶことができるよう、教育課程・教育内容・教育方法を見直し、改善する。(No. 13)

[看護学部]

- ・看護実践力（コミュニケーション能力含む）を身につけるための体験型学習を推進する。(No. 14)
- ・地域の保健・医療・福祉課題を自ら考え、対処する能力を育成するための講義、実習を実施する。(No.15)
- ・看護教育及び看護実践の質の向上を図るため、実習施設・機関と連携し、研修会や事例検討、共同研究を実施する。(No.16)

【短期大学部短期大学士課程】

- ・カリキュラムポリシーに応じた学びのロードマップを編成し教育の充実を図る。(No.17)

【短期大学部専攻科】

[公衆衛生看護学専攻]

- ・専攻科1年課程の保健師教育の特徴を活かした教育を行い、成果と課題を明らかにする。(No. 18)

[助产学専攻]

- ・助産師基礎教育の到達レベルを明確にすることにより、教育を充実させ、成果と課題を明らかにする。(No.19)

【県立大学大学院博士前期課程・博士後期課程】

- ・北東アジア地域研究センター（NEARセンター）研究員による指導を強化するとともに、同センター内の各種研究会への大学院生の参加を奨励する。(No.20)
- ・他団体が実施する研究助成制度等助成情報について大学院生に大学ホームページ等で情報提供を行う。(No.21)
- ・大学院生の学術誌への論文投稿、学会・研究集会での発表などを支援する。(No.22)
- ・大学院生のTA（ティーチング・アシスタント）などの雇用や、学内外の競争的資金の活用により、大学院生の研究活動を支援する。(No.23)

ウ 成績評価等

・ディプロマ・ポリシーで定めている知識・能力を学生に身につけさせるため、授業内容、到達目標、成績評価基準、授業計画等を明示したシラバスを充実させ、厳正な成績評価を実施する。

なお、大学院においては、まずはディプロマ・ポリシーを作成し、学位の質を高める体制を強化する。(No.24)

(3) 教育の質を高めるための取組

ア 教育の質の向上への取組（ファカルティ・ディベロップメント）

- ・教育効果の測定・分析を通じて教育内容・方法の改善を図り、実質的FD活動を推進する。(No.25)
- ・山陰地区FD連絡協議会を核としてFDの大学間連携を進める。(No.26)
- ・授業公開、学外の第三者の意見聴取等を実施する。(No.27)

イ 教育環境の向上への取組

- ・情報化に対応した教育施設を充実させるなど、時代に適合した新しい教育環境を整備する。(No.28)
- ・ラーニングコモンズ等多様な研究・学習支援機能の充実、電子図書館的機能の対応強化など図書館像の変化に対応した機能の充実やサービスの向上を図る。(No.29)

ウ 教育実施体制の整備

- ・キャンパス間の教員交流を促進するとともに研修を充実し、教員の資質向上を図り、各キャンパスで必要な科目の教員を確保する。(No.30)
- ・学生同士が教え合い、学び合う環境を充実させる。(No.31)

(4) 学生支援の充実

ア 学生生活への支援

- ・学生が心身共に健康な大学生活が送れるように、保健管理センターと連携して健康管理面での支援を充実する。(No.32)
- ・学生のニーズを汲み取りその結果をフィードバックすることにより、学生生活への支援を充実させる。(No.33)
- ・障がいのある学生が支障なく学生生活を送ることができるように支援の充実を図る。(No.34)

イ キャリア支援

- ・各キャンパスキャリアセンターを中心として、学生の個性と希望を踏まえた上で、民間企業就職に対しては産業界等の社会的ニーズに、公務員就職に対しては、行政実務に関連した科目履修に、それぞれ留意しつつ、キャリア支援プログラムを実施し、学生の進路決定を支援する。(No.35)

- ・県、関係団体、産業界、同窓会組織などとの連携を強化し、就職先の安定的確保及び新規開拓を図る。(No.36)

- ・就職後のキャリアアップ、離職防止のための教育支援等を行う。(No.37)

ウ 進学等の支援

- ・大学院進学、編入学、海外留学に関するきめこまかな情報提供を実施する。(No.38)

エ 経済的な支援

- ・資格取得を総合的に支援する。(No.39)
- ・平成24年度新入生から適用の学内奨学金制度の適切な運用や外部奨学金獲得の支援等により、学生が就学しやすい経済面からの環境づくりを行う。(No.40)

オ 部活動、ボランティア活動支援

- ・学生団体によるサークル活動の活性化を図るための支援を行う。(No.41)
- ・学生の地域ボランティア活動を支援し、地域との連携による学生の「共育」を推進する。(No.42)

カ 卒業生組織との連携

- ・同窓会webシステム、ソーシャルネットワークサービスやメーリングリストの活用、学内講座への卒業生招聘、共催イベントの実施等により同窓会組織との連携を強化する。(No.43)

3 研究

(1) 目指すべき研究及び研究の成果の活用

ア 目指す研究

(ア) 特色ある独自の研究テーマに基づく国際的、学際的、総合的な研究や専門的な研究

- ・北東アジア学の創成にむけた総合的な研究を実施する。(No.44)
- ・人間諸科学の観点に立って、特色ある地域資源にも着目した自然・社会・人間・文化に関する専門的な研究を推進する。(No.45)

(イ) 島根県の地域社会が抱える課題解決に資する教育研究の推進

- ・自治体や地域協力者とともに地域貢献に関する共同研究を実施する。(No.46)

イ 研究成果の評価及び活用

(ア) 研究成果の公表と活用

- ・研究成果を国内外へ多様な媒体で公表するとともに、地域に還元する。(No.47)
- ・教員の成果を実用化する取り組みを推進する。(No.48)

(2) 研究実施体制等の整備

ア 学内における研究体制の整備

- ・北東アジアにおける知的共同体の拠点形成を目指し、北東アジア地域研究センター(NEARセンター)の研究機能を充実させる。(No.49)

イ 学外との連携による研究の推進

- ・国内外の大学や研究機関等との研究を推進する。(No.50)

(3) 研究費の配分及び外部競争的資金の導入

ア 公正な評価に基づく配分

- ・教員研究費については、競争的資金を増加させるなど、教員へのインセンティブが働く制度を充実し、運用する。(No.51)

イ 外部競争的資金の導入

- ・科学研究費補助金等外部資金の申請を増加させるため、外部資金に関する情報収集や円滑な申請業務を行う体制を整備する。(No.52)

4. 地域貢献、国際交流

(1) 地域貢献の推進

ア 地域連携に関するコーディネート業務の実施

- ・地域連携推進センターを中心に地域からの相談に対応する。(No.53)

イ 民間団体等や行政との連携

- ・自治体、企業、団体、市民、NPOなどとの連携を促進する。(No.54)
- ・県や市町村、その他公的団体からの各種審議会、委員等への委員就任要請に協力する。(No.55)

ウ 県内教育研究機関等との連携

- ・島根大学や「教育ネットワーク中国」会員校との単位互換制度を継続して実施することに加えて、大学と地域社会を結ぶ大学間連携ソーシャルラーニングを強化する。(No.56)

エ 県民への学習機会等の提供

- ・小中学校、高校、公民館、美術館その他地域の教育機関との連携を促進する。(No.57)
- ・県民のニーズに対応した公開講座、講演会、講習会等を開催する。(No.58)
- ・専門職向けのリカレント講座を開催する。(No.12 再掲)
- ・図書館、体育館など施設の開放を実施する。また、おはなしレストラン・ライブラリーを含む図書館を「大学・学生と地域を繋ぐ場」と位置づけ、その機能の拡充・強化を図る。(No.59)

(2) 国際交流の推進

ア 海外の大学等との交流

(ア) 海外の大学及び研究機関との交流

- ・共同研究、国際シンポジウムなどの学術交流や、交換留学、語学研修などの教育交流を通じて協定締結大学等との交流を促進する。(No.60)

(イ) 学生の海外短期研修

- ・異文化交流プログラム等の海外短期研修プログラムを充実し、学生の参加を促進する。(No.61)

イ 留学生の派遣と受入れ

- ・交流大学との交換留学協定の締結を推進するとともに、留学を行うための環境を整備する。また、交流大学とのダブル・ディグリープログラム協定に基づいた留学生の派遣と受入れを開始する。(No.62)
- ・海外留学、海外研修経験者を増やすために、留学や海外研修に関する情報を収集し、希望する学生に提供する。(No.63)
- ・外国人留学生の受入れ体制を充実させ、外部奨学金獲得などの支援を通して経済的な支援を図り、留学生が修学しやすい環境作りを行う。(No.64)

ウ 国際交流推進体制の整備

- ・全学組織としての国際交流センター（仮称）を設置し、国際交流推進体制の強化を図る。(No.65)

III. 自主的、自律的な組織・運営体制の確立に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務運営の改善及び効率化

(1) 運営、組織体制の改善による効率的、合理的な経営

ア 機動的な体制の継続

- ・理事会の合議により法人を運営するとともに、理事長を中心とした迅速な意思決定等、法人の機動的な体制を強化する。(No.66)
- ・3キャンパス間で教育研究活動を一体的に推進するため、全学運営組織の効果的な運営を行う。(No.67)

イ 事務組織の機能強化、効率化

- ・業務実施体制の確保及び見直しに応じた柔軟な事務組織の見直し及び強化を行う。(No.68)

(2) 人事管理の適正化

ア 教職員数の適正管理

- ・教職員数の中長期的な管理計画を策定し、年齢や職格のバランスに留意した教職員配置を行う。(No.69)
- ・事務局職員については、将来の大学事務局体制を見据え、県からの派遣職員及び法人プロパ一職員の適切な配置を行うとともに、大学運営の専門能力を有する者などを対象に計画的な採用や養成を行う。(No.70)
- ・講義等の編成上特に必要と定める者について、任期を定めた教員を雇用する。(No.71)

イ 業務実績が適切に処遇に反映される制度

- ・教員評価制度を適切に運用する。(No.72)

ウ 事務職員の人材育成

- ・事務職員の人事評価制度の導入について研究する。(No.73)
- ・職員の資質と教育現場に関わる者としての意識の向上を図るために、法人及び大学運営、財務等について適切な研修を実施する。(No.74)

2 財務内容の改善による経営基盤の強化

(1) 自己財源の充実

ア 外部資金の獲得

- ・研究及び教育支援に関する競争的資金の獲得に向けた体制を整備し、取組を強化する。(No.75)

イ 学生納付金等の適切な設定等

- ・法人の経営状況、大学を取り巻く環境等を慎重に検討し、学生納付金等の合理的な額を設定する。(No.76)
- ・学外者の施設使用料等を適切に設定する。(No.77)
- ・寄附金その他の収入の増加に向けた取組を実施する。(No.78)

ウ 資産の運用管理の改善

- ・金融資産、知的財産、貸付不動産等の効率的な運用、適正な管理及び有効活用を実施する。(No.79)

(2) 経費の抑制

- ・契約の合理化、集約化、複数年化等による経費の節減を実施する。(No.80)

(3) 監査体制の充実

- ・内部監査、会計監査人監査及び監事監査の実施を通じ、監査体制を充実する。(No.81)

IV. 評価制度の充実及び情報公開の推進に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価制度の充実

(1) 組織を対象とした評価制度

ア 島根県公立大学法人評価委員会の評価

- ・島根県公立大学法人評価委員会による評価を法人及び大学運営の改善に反映する。(No.82)

イ 自己点検・評価及び認証評価

- ・自己点検・評価及び認証評価機関による評価を法人運営並びに大学運営に反映させる。(No.83)

ウ 利害関係者（ステークホルダー）の評価

- ・学生、保護者、県民等の意見及び評価を法人運営並びに大学運営に反映させる。(No.84)

(2) 個人を対象とした評価制度

- ・教員評価制度を適切に運営する。(No.72 再掲)

- ・事務職員の人事評価制度の導入について研究する。(No.73 再掲)

2 情報公開の推進

- ・法人の経営・教育研究に関する情報、自己点検・評価、認証評価及び島根県公立大学法人評価委員会による評価結果とその改善策を公表する。(No.85)
- ・情報公開に関する規程に基づき、個人情報の保護に配慮しつつ、積極的な情報公開を実施する。(No.86)

V. その他業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するためのべき措置

1 広報広聴活動の積極的な展開等

(1) 戦略的な広報の実施

- ・ホームページ、広報誌などの充実や様々な広報媒体の活用により、法人、大学情報を国内外に積極的に発信する。(No.87)

(2) 大学支援組織との連携の強化

- ・学外支援組織との連携を強化する。(No.88)
- ・同窓会 web システム、ソーシャルネットワークサービスやメーリングリストの活用、学内講座への卒業生招聘、共催イベントの実施等により同窓会組織との連携を強化する。(No. 43 再掲)。

(3) 広聴活動の実施

- ・幅広く県民等からの意見を聴き、法人、大学運営に反映する。(No.89)

2 施設設備の維持、整備等の適切な実施

- ・施設設備の点検の適切な実施等、様々なリスクに対して適切に財産保全対策を実施する。(No. 90)

3 安全管理対策の推進

- ・健康管理や防犯に関する意識啓発、地域と連携した取り組みなど安全衛生管理対策や事故防止対策を適切に行い、学生等の安全安心を確保する。(No.91)
- ・情報管理や個人情報保護、情報セキュリティポリシーの規程を適正に運用する。(No.92)

4 危機管理体制の確保

- ・危機管理マニュアルを基本として迅速・柔軟に対応できるよう、学長をトップとした危機管理に万全を期する。(No.93)

5 人権の尊重

- ・教職員及び学生を対象にした人権に関する研修を実施する。(No.94)
- ・学内におけるハラスメント行為防止やその早期対応のため、相談体制を充実するとともに、苦情相談窓口や対応措置を学生や教職員に周知徹底する。(No.95)

6 環境マネジメントシステムの構築・推進

- ・環境マネジメントシステムを構築し、P D C A サイクルに基づいた運用を行う。(No.96)

数 値 目 標

- ◆県立大学・短期大学部の入学定員充足率100%以上をめざす。(各キャンパス)
- ◆TOEIC 730点、英検準一級、TOEFL iBT61点(ITP500点)程度の英語力のある学生、又は、英語で卒業論文を執筆する学生を10人以上輩出することをめざす。(浜田キャンパス)
- ◆看護師、保健師、助産師国家試験合格率100%をめざす。(出雲キャンパス)
- ◆卒業時の栄養士資格取得90%以上、保育士資格と幼稚園教諭免許の併有率90%以上をめざす。(松江キャンパス)
- ◆第1期中期計画6年間の平均就職率を上回ることをめざす。(浜田キャンパス)
- ◆就職希望者について卒業年度全国短期大学平均就職率(文科省報告)を上回ることをめざす。(松江キャンパス)
- ◆ボランティア参加者数について年間700人以上をめざす。(全キャンパス)
- ◆教員の地域連携(貢献)活動取組数について、年間400件以上をめざす。(全キャンパス)
- ◆県立大学・短期大学部の公開講座等の年間受講者数5,200人以上をめざす。(全キャンパス)
- ◆海外留学生数、海外研修、内閣府海外派遣事業等の参加者数について、年間180人以上をめざす。(全キャンパス)
- ◆キャンパスごとに、教員の科学研究費、受託研究、民間財団助成金等外部資金獲得者人数の教員数に対する割合と教員個人が個別に獲得する外部資金総額の目標を次のとおりとする。

	人数割合	資金総額
浜田	35%以上	26,000,000円以上
出雲	20%以上	13,000,000円以上
松江	14%以上	4,000,000円以上

VII. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算（人件費の見積りを含む。）（平成25年度～平成30年度）

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	10,903
特殊要因経費補助金	540
自己収入	6,608
授業料及び入学金検定料	6,098
その他収入	510
外部補助金収入	84
寄附金収入等	275
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	309
計	18,719
支出	
業務費	18,179
教育研究経費	3,705
人件費	11,793
一般管理費	2,681
施設整備費	540
計	18,719

【人件費の見積り】

中期目標期間中総額 11,317 百万円を支出する（退職手当は除く。）

注1) 人件費の見積額は、役員報酬、教職員給料、諸手当及び法定福利費に相当する費用を試算している。

注2) 運営費交付金は、県の財政状況を踏まえ、各年度の県の予算において決定されるものである。

運営費交付金＝「標準経費分」（「標準経費」－「標準収入」）＋「法人経常経費分」＋「退職手当分」

- ・標準経費：前年度当初予算額を基礎とし、法人の効率化の取組を前提として算定
- ・標準収入：収容定員等の客観的な指標に基づき理論的な収入を設定
- ・法人経常経費分：法人化に伴う経費等であり、法人の効率化の取組を前提として算出。
- ・退職手当分：各事業年度における退職者の見込みに基づき所要額を算出

注3) 特殊要因経費補助金は、大規模修繕、大規模システム整備等の施設又は設備の整備に要する経費、法人の責によらない突発的な経費等に対して交付されるが、県の財政状況を踏まえ、各年度の県の予算において決定されるものである。

注4) 外部補助金収入は、文部科学省補助金、大学入試センター委託費等

注5) 寄附金収入等は、受託研究収入、旧財団法人北東アジア地域学術交流財団の解散に伴う使途特定寄附金等

2. 収支計画（平成25年度～平成30年度）

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	
経常費用	18,212
業務費	15,060
教育研究経費	3,267
人件費	11,793
一般管理費	2,403
減価償却費	717
財務費用	32
収入の部	
経常収益	17,903
運営費交付金収益	10,509
授業料収益	5,182
入学金検定料収益	916
受託研究等収益	35
寄附金収益	240
補助金等収益	84
その他収益	510
固定資産見返運営費交付金等戻入	326
固定資産見返物品受贈額戻入	101
純利益	▲309
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	309
総利益	0

3. 資金計画（平成25年度～平成30年度）

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	18,719
業務活動による支出	17,874
投資活動による支出	540
財務活動による支出	186
次期中期目標期間への繰越金	119
資金収入	18,719
業務活動による収入	17,870
運営費交付金による収入	10,903
授業料及び入学金検定料による収入	6,098
受託事業等収入	35
寄附金収入	240
補助金等収入	84
その他の収入	510
投資活動による収入	540
施設費補助金による収入	540
財務活動による収入	0
前中期目標期間からの繰越金	309

VII. 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

4. 5億円

2. 想定される理由

運営費交付金の交付時期と資金需要の期間にズレが生じた場合、事故の発生により緊急に必要が生じた場合等に借入を行う。

VIII. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

IX. 剰余金の使途

決算において、剰余金が発生した場合は、教育、研究及び業務運営の改善に充てる。

X. その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

施設及び設備に関する計画	予定額（百万円）
3キャンパスの施設及び設備の改修経費等	1,206

2. 人事に関する計画

III 1 (2) に記載のとおり。

3. 積立金の使途

教育、研究及び業務運営の改善に充てる。

4. その他法人の業務の運営に関し必要な事項

なし